

## SAGA2024 炬火台及び炬火トーチ展示用台座の制作等業務委託契約書

委託者 SAGA2024 実行委員会（以下「甲」という。）と受託者 ●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、SAGA2024 炬火台及び炬火トーチ展示用台座の制作等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる「SAGA2024 炬火台及び炬火トーチ展示用台座の制作等業務」（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### （委託業務の実施）

第2条 乙は、本契約書及び仕様書に基づき、委託業務を実施しなければならない。  
2 乙は、本契約書及び仕様書に掲げる事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務について全責任をもって遂行するものとする。

### （委託期間）

第3条 この契約の期間は、契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金●●●●●●●●円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金●●●●●●●●円）とする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条各項の規定に準ずる。

### （再委託）

第6条 乙は、この契約について委託業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部について、予め甲の承諾を得た場合は、この限りではない。  
2 前項ただし書きの場合において、乙は、再委託した業務の全てについて責任を負わなければならない。

### （権利譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

### （委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について、乙に報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （事故等の報告）

第9条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知り得たときは、その発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

(検査及び履行の完了)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、業務完了届（別紙様式1）及び報告書一式を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了届等を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払い)

第11条 乙は、全ての業務が完了した後、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合も含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書（別紙様式2）を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、支払請求書の受領日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約内容の不適合責任)

第12条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

- 2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第10条の規定による成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第13条 乙は、その責に帰すべき理由により、第3条に定める期間内に委託業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 2 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約内容の変更)

第14条 甲は、委託業務の円滑な実施のために必要のある場合には、業務内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときには、甲乙協議の上書面によりこれを定めるものとする。

- 2 乙は、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解

除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
  - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
    - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### (違約金)

- 第16条 前条の規定により甲が契約を解除したときは、乙は違約金を甲の指定する期限までに納付しなければならない。
- 2 前項の違約金の額は、委託料の100分の10に相当する額とする。ただし、この違約金は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
  - 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに違約金を支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (損害賠償)

- 第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、乙の負担によりその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

#### (秘密の保持)

- 第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。
- 2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

#### (権利の帰属)

- 第19条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果品（以下「本件成果品」という。）は、納品の確認をもって、甲の所有とする。
- 2 本件成果品が著作物の場合、その著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は納品の確認をもって全て甲に譲渡されるものとする。なお、甲の解散後は、当該成果品の権利は、佐賀県に承継されるものとする。
  - 3 乙は、委託業務の遂行及び本件成果品に対する著作者人格権の行使をしないものとする。

- る。
- 4 乙は、本件成果品に係る全てについて、甲の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用をさせてはならない。
  - 5 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
  - 6 第1項の成果品及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
  - 7 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報保護）

第20条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第21条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（存続事項）

第22条 本契約が終了又は解除された後も、第8条（委託業務の調査等）、第17条（損害賠償）、第18条（秘密の保持等）、第19条（権利の帰属）、第20条（個人情報の保護）及び本条は有効に存続するものとする。

（証拠書類）

第23条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（変更の届出）

第24条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

（費用の負担）

第25条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（裁判管轄）

第26条 この契約について訴訟等を行う場合は、佐賀市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（信義則）

第27条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第28条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年(2025年) 月 日

甲： 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
SAGA2024実行委員会  
会長 山口 祥義

乙： ●●●●●●●●●●●●●●●●  
●●●●●●●● ●●●●●●●●●●